倉吉記者クラブ加盟社　御中
鳥取中央有線放送株式会社　御中

| | |
|---|---|
| 発信元 | 琴浦町 |
| 担当課 | 上下水道課 |
| 担当者 | 隠岐 |
| 連絡先 | 0858-55-7806 |
| 令和　８年　11 月５日（木） | |

# 「　琴浦町水道事業等評価委員会の具申について　」

## ～今後の水道事業の在り方や水道料金の改定等について、委員会での審議結果を町長へ報告（具申）～

**１　日　時**　令和８年 11 月 26 日（木）午前 10 時 00 分～午前 11 時 00 分

**２　場　所**　琴浦町役場本庁舎１階町長室

**３　報告者**　琴浦町水道事業等評価委員会委員長　道前緑（鳥取短期大学生活学科教授）

**４　内　容**　琴浦町水道事業等評価委員会は、町長の附属機関であり、町の水道事業の活動に応じた経営、建設事業、水道料金等の評価に関する事項を調査審議させるために設置されるもの。このたび、今後の水道事業の在り方や水道料金の改定等に係る１年間の審議結果を福本まり子琴浦町長へ報告（具申）する。

**【背景】**

本町の水道事業は、急速な人口減少による使用水量の減少に伴う料金収入の低迷に加え、水道管路や施設の老朽化に伴う更新、耐震化を含めた災害対策費用が今後増大していくなど、極めて厳しい財政状況にあり、経営改善のため広く意見を求めることを目的とし、令和７年 11 月から令和８年 10 月にかけて、計６回の水道事業等評価委員会を開催した（委員全７名）。

**【水道事業の経営状況】**

現行料金体系を継続した場合、令和９年度以降は収益的収支が赤字となり、令和２０年代に資金が枯渇する見通し。

水道料金収入に占める基本料金の割合が 37%（水道料金算定要領に基づいた理論値は 56%）と低く、残りの 63%を人口減により減少を続ける水量料金に依存した財政構造。

**【具申の概要】**

（１）水道料金の改定率を、平均 30%増とする。

（２）水道料金収入に占める基本料金（使用水量８㎥まで）と水量料金の割合を、45：55（現行 37:63）とし、基本料金割合を引き上げる。

（３）水量料金は２段階の逓増制とする（９～15 ㎥まで 195 円/㎥、16 ㎥以上 229 円/㎥）。

（４）水道料金の見直しについては、３年ごとに行う。